(2)　贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、農地中間管理事業のために特定貸付けが行われた場合は、受贈者の納税猶予の適用期間が一〇年以上（貸付け時において六五歳未満の場合には、二〇年以上）であることとする要件を課さない。

(二)　産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用対象から認定中小企業承継事業再生計画に係る登記を除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(三)　特定創業支援事業による支援を受けて行う株式会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象に次に掲げる会社の設立の登記を加え、当該登記に対する登録免許税の税率をそれぞれ次のとおり軽減する措置を講じた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(1)　合名会社又は合資会社　申請件数一件につき三万円（本則六万円）

(2)　合同会社　一、〇〇〇分の三・五（最低税額三万円）（本則一、〇〇〇分の七（最低税額六万円））

(四)　金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条の二関係）

(五)　国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる国際船舶を特に輸送能力の高い一定の国際船舶で航行の安全が確保されているものとして一定の基準を満たすもの（改正前建造された日から五年を経過していないもの）とした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八二条の二関係）

(六)　特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第八三条の四関係）

(七)　鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を七年延長することとした。（租税特別措置法第八四条の二関係）

(八)　高等学校、大学等の一定の生徒又は学生に対して無利息その他一定の条件で行われる学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、平成二八年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に作成されるものには、印紙税を課さないこととした。（租税特別措置法第九一条の二関係）

(九)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条関係）

(2)　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の二関係）

(3)　特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の三関係）

(4)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第七六条関係）

(5)　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条の二関係）

(6)　預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定等に基づく預金保険機構による金融機関等の株式の引受け等に伴い、当該金融機関等が受ける資本金の額の増加の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(7)　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八一条関係）

(8)　特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧租税特別措置法第八二条関係）

5　消費課税

(一)　入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八七条の五関係）

(二)　ビールに係る酒税の税率の特例措置の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八七条の六関係）

(三)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(四)　自動車重量税の免税等の特例措置の適用対象に、車両総重量が七・五トンを超えるバス・トラックで平成二八年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する等の要件を満たすものを加えることとした。（租税特別措置法第九〇条の一二関係）

納税貯蓄組合法の一部改正関係

納税貯蓄組合預金について、農業協同組合連合会を指定金融機関の範囲に加えることとした。（納税貯蓄組合法第二条関係）

一二　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係

国外送金等をする者の告知書又は国外証券移管等をする者の告知書の提出について、これらの告知書に個人番号の記載を要しない者の範囲について整備を行うこととした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条関係）

一三　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税

(一)　東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債（地方公共団体が債務保証をしないものに限る。）につき支払を受ける利子及び償還差益については、平成三一年三月三一日までに発行されるものに限り、振替社債等の利子等の課税の特例において非課税の対象とされる特定振替社債等に該当するものとすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条関係）

(二)　特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、適用対象となる事業は地方公共団体等が行う東日本大震災からの復興のための事業であることを明確化した上、その適用期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の五、第一八条の九及び第二六条の九関係）

(三)　次に掲げる住宅取得等に係る措置について、改正前の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をする場合等について適用できることとした。

(1)　東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の重複適用に係る特例（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条関係）

(2)　東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

(四)　復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、適用対象となる東日本大震災復興特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の三関係）